

連携型中高一貫教育の実施に係る協定書

周防大島町教育委員会（以下「甲」という。）と公立大学法人山口県立大学（以下「乙」という。）は、学校教育法施行規則第75条及び第87条に基づく連携型中高一貫教育に取り組むため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、中学校及び高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、連携型中高一貫教育に取り組むものとする。

（実施校）

第2条 連携型中高一貫教育は、周防大島町立周防大島中学校及び大島中学校と山口県立大学が周防大島町に設置する附属高等学校において実施する。

（連携型中高一貫教育の内容）

第3条 連携型中高一貫教育の内容は、次のとおりとする。

- (1) 中学校と高等学校が連携した計画的・継続的な学習指導に関するここと
- (2) 中学校と高等学校が協働した体験活動や地域との連携に関するここと
- (3) 中学校と高等学校の円滑な接続に関するここと
- (4) その他連携型中高一貫教育の目的を達成するために必要と認められること

（推進組織）

第4条 甲及び乙は、その代表で組織する連絡協議会を設置し、連携型中高一貫教育の内容について協議するとともに、その実施に当たるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙から改定の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、具体的な内容や運営などの必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

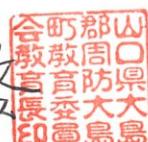
以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月1日

甲 周防大島町教育委員会

教育長

星野 明 啓



乙 公立大学法人山口県立大学

理事長

川 正 雄

